二　出荷制限区域米穀（原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示に従い都道府県知事が特定の年産の米穀の出荷を控えるよう要請した場合における当該要請に係る区域内において生産された当該特定の年産の米穀（平成二十四年以後の年産の米穀であって、当該都道府県知事が行う放射性物質の濃度に関する調査の結果、食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた規格に合うことが確認されたものを除く。）をいう。附則第五条において同じ。）

附則第四条第一項中「平成二十三年産作付制限区域米穀又は平成二十四年産作付制限区域米穀（次項において「作付制限区域米穀」という。）」を「作付制限区域米穀」に改め、同項第二号中「認められる者として農林水産大臣が指定する」を「農林水産大臣が認める」に改める。

附則第五条第一項中「平成二十三年産出荷制限区域米穀又は平成二十四年産出荷制限区域米穀（次項において「出荷制限区域米穀」という。）」を「出荷制限区域米穀」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第二百四号

平成二十五年五月二十八日に東京で、平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の附属書の修正に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十五年六月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、協定第二条の規定に基づき、千九百九十六年四月三日、同年六月二十五日、千九百九十八年十一月三十日、二千二年七月十二日、二千五年六月十日及び二千八年十二月一日に修正された協定の現行の日本語及び英語による附属書をこの書簡に添付されている附属書のようにそれぞれ改めることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本大臣は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十八日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使
ジョン・V・ルース閣下

附属書

第二条の規定に従い協定が適用される共同活動

第三条1(a)にいう機関、団体又はその他の者		
	日　本	米　国
1　地球観測プラットフォーム技術衛星（ＡＤＥＯＳ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
2　宇宙飛行士訓練計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
3　マニピュレーター飛行実証試験計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
4　熱帯降雨観測衛星（ＴＲＭＭ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
5　環境観測技術衛星（ＡＤＥＯＳ－Ⅱ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
6　資源探査用将来型センサー（ＡＳＴＥＲ）計画	経　済　産　業　省	海洋大気局
7　超長基線電波干渉計宇宙天文台計画（ＶＳＯＰ）	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
8　放射線実時間計測装置（ＲＲＭＤ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
9　微小重力科学実験室（ＭＳＬ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
10　神経科学実験室（ＮＥＵＲＯＬＡＢ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
11　気球搭載型超伝導スペクトロメーター計画	宇宙航空研究開発機構 高エネルギー加速器研究機構 東　京　大　学	航空宇宙局 航空宇宙局 航空宇宙局
12　火星探査プラネットＢ計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
13　Ｘ線天文衛星（ＡＳＴＲＯ－Ｅ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
14　改良型高性能マイクロ波放射計（ＡＭＳＲ－Ｅ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
15　磁気圏撮像衛星（ＩＭＡＧＥ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
16　月探査衛星（ＬＵＮＡＲ－Ａ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
17　宇宙工学実験衛星（ＭＵＳＥＳ－Ｃ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
18　第二次気球搭載型超伝導スペクトロメーター計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
19　Ｘ線天文衛星Ⅱ（ＡＳＴＲＯ－ＥⅡ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
20　太陽観測衛星（ＳＯＬＡＲ－Ｂ）計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
21　地球規模の降水観測（ＧＰＭ）計画の開発及び運用活動	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
22　温室効果ガス観測技術衛星（ＧＯＳＡＴ）と炭素観測衛星（ＯＣＯ）との間の協力計画	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙局
23　宇宙の安全のために行われる宇宙の状況の監視に係る役務の提供及び情報の共有	内　閣　官　房 文　部　科　学　省 国　土　交　通　省 防　衛　省	国　防　省

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十八日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使　ジョン・V・ルース

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第二百五号

平成二十五年五月二十八日に東京で、宇宙の状況の監視に係る協力に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十五年六月十三日

外務大臣　岸田　文雄